

= 昭和区電子ピアノ等使用上の注意 =

【禁止事項】

- * 電子ピアノ等を第三者に譲渡・転貸しないこと。
- * 営業活動など、営利目的につながる活動には使用しないこと。
- * 申込書の記載と違う内容で使用しないこと。
- * 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- * 雨のあたる場所あるいは水辺で使用しないこと。
- * 足場の悪い状態・場所で使用しないこと。
- * 電子ピアノ付近で飲食をしないこと。

【事前確認】

- * 取扱説明書に目を通してから使用すること。

【運搬の注意事項】

- * 2名以上で運搬すること。
- * 必要があるときは縦向きにして運搬して差し支えない。
(電子ピアノサイズ 幅 1357mm、高さ 815mm、奥行き 422mm、質量 42kg)

【使用後】

- * 底面などの汚れをふき取り、清掃してから返却すること。
- * ポータブル電源はフル充電して返却すること。(コンセントで約 1.8 時間)

【その他】

- * 昭和区役所地域力推進課が指定する場所まで来所し、電子ピアノ等の引渡し・返却を行うこと。
- * 電子ピアノ等を破損・汚損した場合は、使用者の責任と負担により、昭和区役所地域力推進課の指示する方法で補修やクリーニングを行い原状復帰させること。
- * 使用承認があった後であっても、特に必要となる場合は区役所等の団体に優先使用させることがある。また、電子ピアノ等の破損や汚損があった場合、貸出中止になることがある。
- * 違反行為が発覚した場合、即座に使用の承認を取り消すとともに、今後一切電子ピアノ等の貸出を禁止する。
- * 電子ピアノ等の使用や貸し出し中止等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、昭和区役所は一切責任を負わず、使用者の責任で解決すること。